

28環共第133号
平成28年4月15日

福島県知事 様

福島県知事



(仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書に
対する意見について (通知)

このことについて、発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)第14条第3項の規定に基づく意見は別紙のとおりです。

(事務担当 生活環境部環境共生課 電話024-521-7250)

【別紙】

(仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書に対する省令*第14条第3項(第12条第1項)の規定に基づく意見

(※:発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンの主要施策のひとつとして、東日本大震災からの復興と再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくりを目指し、相双地域沿岸部の広範囲において大規模な風力電源開発を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低く、既存市街地や漁港等をそのまま事業実施想定区域に取り込んでいるほか、多くの事項が未定となっている。従って、今後十分に検討を加えて、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、それらの具体的内容を明らかにすること。
- (2) 事業実施想定区域から既存市街地、集落とその周辺、漁港、学校や病院等の特に配慮が必要とされる施設とその周辺、公園、保安林、砂防指定地及び地すべり指定区域、歴史的文化的に重要な文化財所在地とその周辺等の風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。
また、重要な水源、景観資源、交通や電波通信等に支障を及ぼすことがないようにすること。
- (3) 綿密な調査の実施により風力発電施設及び関連施設の建設並びに稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるような計画とすること。
- (4) 当該地域住民等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めること。

2 騒音について

騒音(低周波音を含む。以下同じ。)による影響については、今後の予測及び評価において、十分な低減が図れるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

また、既存住宅と風力発電機との距離について、建設時又は施設供用時における騒音の影響を低減させるため、可能な限り離すこと。

3 水環境について

事業実施想定区域及びその周辺は、多数の大小河川による扇状地と河岸段丘の発達が続く地形が広がっており、崖線に生じる自然湧水や井戸等が生活用水又は農業用水等として周辺住民に利用されているため、土地の改変や森林の伐開を計画するに当たり、各水源の利用状況や地下水及び湧水の水量への影響等を精確に把握できるように必要な調査を実施すること。

4 一般環境中の放射性物質について

土地の改変等を計画するに当たり、放射性物質を含む粉じんの飛散や降雨等による表土の流出がないように配慮すること。

また、放射性物質を含む残土や廃棄物の発生が予想される場合には、その処理計画を綿密に検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

5 動植物、生態系について

土地の改変等を計画するに当たり、適切な方法により動植物、生態系の現状を精確に把握すること。

なお、事業実施想定区域が広大であるため、必要に応じて地元野鳥の会等から協力を得る等、より効果的な情報収集に努めること。

6 廃棄物について

工事中に大量の廃棄物が発生することを想定して、あらかじめ適切な処理方法を検討の上、確実に環境への影響を回避又は低減すること。

7 その他

今後は複数の事業に分割されることが想定されているが、以後に作成されるいずれの環境影響評価図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本知事意見等についても勘案すること。